

序 章

都市計画マスタープランについて

序－１．都市計画マスタープランについて

序一1. 都市計画マスタープランについて

(1) 都市計画マスタープランの策定の目的

御殿場市（以下「本市」という。）では、平成23年（2011年）3月に、「都市計画マスタープラン」を策定しています。

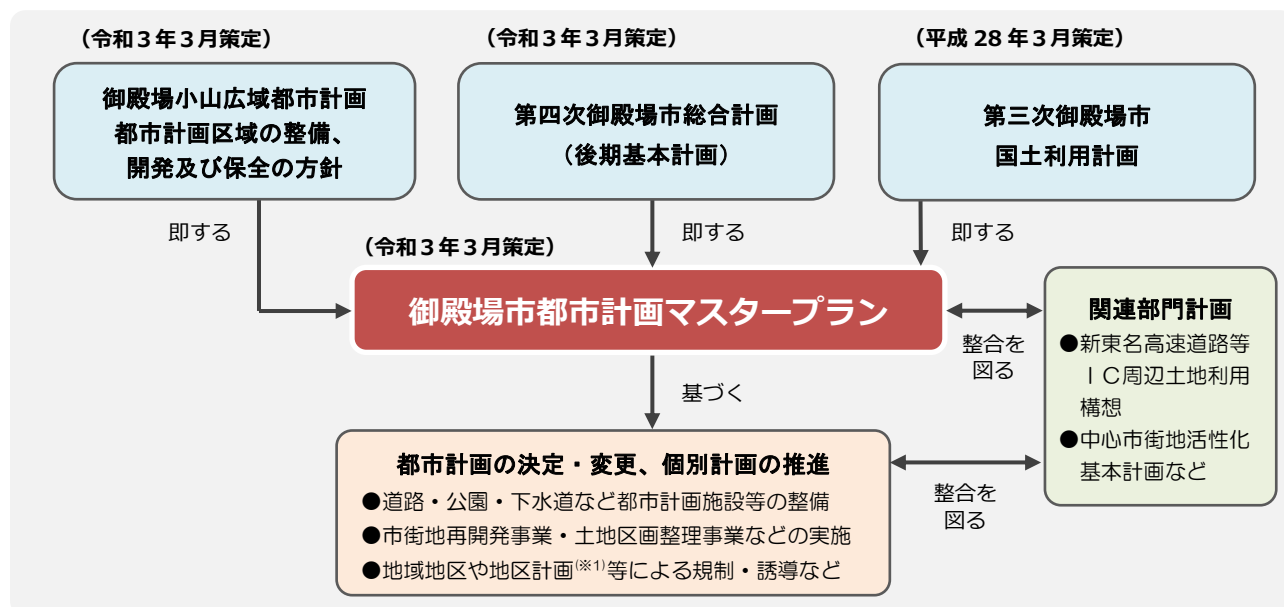
しかし、策定から10年を経過し、本市を取り巻く社会情勢や市内の都市計画・土地利用の動向、市民意識などが大きく変化してきたことから、この度、新たな「都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）」の策定を行うものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「第四次御殿場市総合計画（後期基本計画）」、「御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「第三次御殿場市国土利用計画」の内容に即し、本市が策定する計画です。

また、関連部門計画との整合を図るとともに、今後、実施される都市計画や土地利用に係る個別計画は、本計画の方針に基づき、実施することとなります。

<都市計画マスタープランの位置づけ>



(3) 都市計画マスタープランの役割

本計画は、次の3つの役割を有しています。

- ①御殿場市全体の将来都市像及び地域別の将来像を示します。
- ②御殿場市の土地利用及び都市施設などの都市計画の決定・変更に際し、その方向性を示します。
- ③地域活力の創出と豊かで暮らしやすい都市づくりを市民と協働で進めるための指針を示します。

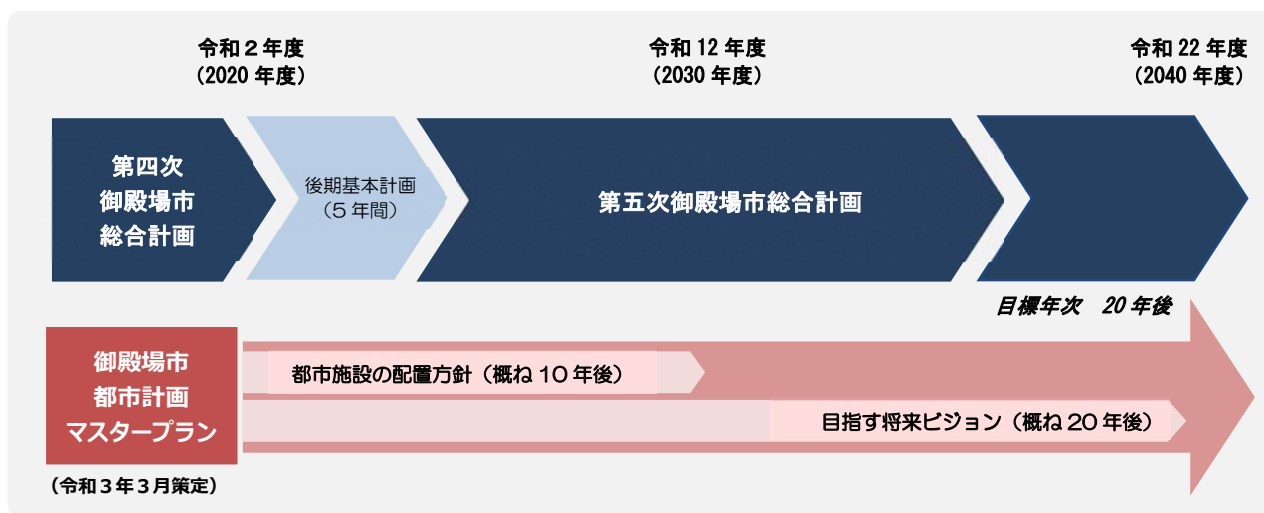
(※1) 地区レベルのきめ細かいまちづくりを目的とする都市計画

(4) 都市計画マスタープランの計画期間

本計画の目標年次は、長期的な都市の将来ビジョンの実現を目指し、概ね 20 年後の令和 22 年度（2040 年度）とします。また、将来ビジョンの実現に向けた都市施設の配置方針は概ね 10 年後の令和 12 年度（2030 年度）とします。

なお、本計画は、都市計画や土地利用に係る社会情勢の変化や市民のまちづくりに関する意識の変化のほか、上位計画となる総合計画の方向性との整合を図るため、適宜、必要に応じて見直しを行うものです。

<都市計画マスタープランの計画期間>



(5) 都市計画マスタープランの対象区域

本計画の対象区域は、都市計画区域内の 11,423ha です。

<都市計画マスタープランの対象区域>

